

令和 9 年度 玉川学園 常勤講師募集要項

令和 8 年 10 月

職 種	玉川学園常勤講師（教科・校務担当）
募 集 人 員	家庭科 1 名
採用予定日	令和 9 年 4 月 1 日
勤 務 場 所	学校法人玉川学園（東京都町田市玉川学園 6-1-1）（変更の範囲：変更なし）
勤 務 先	玉川学園中学部・小学部・高等部（本学 Secondary Division） ※Secondary Division：6 年～12 年担当
応 募 資 格	1. 家庭科の中学校教諭 1 種および高等学校教諭 1 種以上の免許状取得者、または令和 9 年 3 月取得見込み者 2. 本法人の教育方針を理解、賛同し、教育に対する情熱があふれ、明朗、潤達で心身ともに健康な者 3. 学校教育法第 9 条の欠格事由に該当しない者
勤 務 条 件	雇用期間：期間の定めあり（令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日） 契約更新：本学園が業務上必要と認めた場合、最長 3 年を限度として更新することがある。 ※本学園の事情および任期中の勤務状況等によって、次年度以降専任教諭として登用する場合がある。 契約更新の条件：学校法人玉川学園常勤嘱託規程に定める基準を勘案して判断するものとする。 勤務内容：契約に基づいた教科等の指導および校務ならびに教育指導上必要な事柄（変更の範囲：変更なし） 勤務時間：月～金曜日 8:10～（最長）17:50（曜日により変動あり、週 40 時間以内） 所定時間外労働：月 42 時間の範囲において、職制上の長が命じることがある。 休 日：日曜・土曜・祝日、冬期一斉休暇、8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間（夏期一斉休暇を含む。）及び 3 月 20 日から 3 月 31 日までの期間 ※本学園の年間行事計画によっては、その限りではない 休日勤務：職制上の長の命令により、休日の振替出勤を行うことがある。 休 暇：年次有給休暇、慶弔休暇等
待 遇	給 与：本学規程による（25 歳例：給与月額 294,200 円、指導手当等有）※ 交 通 費：本学規程により月額 5 万円以内で定期代を支給※ 社会保険：私立学校教職員共済制度（健康保険）、厚生年金、労災保険、雇用保険 ※給与、交通費については令和 8 年度実績
応 募 方 法	1. 提出書類： （1）履歴書・自己紹介書＜本学指定様式＞（自筆でコピー不可、写真貼付） （2）卒業証明書または卒業見込証明書（大学院修了（予定）者は修了証明書または修了見込証明書も含む） （3）成績証明書（大学院修了者は大学院の成績証明書も含む） （4）教員免許状の写しまたは取得見込証明書（旧免許状所持者で更新講習修了者／免除者／延期者は証明書の写しも含む） （5）任意：推薦書＜本学指定様式＞（原則、新卒者は指導教授、既卒者は上司による推薦） ※本学指定様式は、本学ウェブサイトからダウンロードしてください。 https://www.tamagawa.jp/introduction/person/k12.html ※提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。 2. 提出期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）簡易書留・必着 3. 送付先：〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1 玉川学園 学園教学部学園教学課 採用担当宛

	※封筒に「教員採用応募書類（常勤・家庭科）」と朱書きで明記し、簡易書留により郵送してください。
選 考 方 法	1. 書類選考：令和8年11月4日(水)までに結果発表（予定） 2. 一次試験＜模擬授業、口頭試問＞：令和8年11月中旬（予定） 3. 最終試験＜論文試験、個人面接＞：令和8年11月中旬～下旬（予定） ※書類選考の結果は、通過者のみに電子メールでご連絡します。 ※試験の日時等詳細は、各試験の合格者に電子メールでお知らせします。 なお、試験日については、出願状況等により変更となる可能性がございます。 ※応募状況に応じて、募集期間を変更する可能性があります。
個 人 情 報	提出いただいた個人情報、採用選考のみに使用し、本学の個人情報保護方針にもとづき適正に取り扱います。詳細は本学ウェブサイトでご確認ください。 https://www.tamagawa.jp/introduction/person/k12.html
募 集 者	法人名：学校法人玉川学園 理事長：小原 芳明
受動喫煙対策	屋内禁煙、敷地内分煙（屋外）
問い合わせ	玉川学園 学園教学部学園教学課 Tel：042-739-8928（平日 9:00～17:00） Email：k12affairs@tamagawa.ed.jp
特 記 事 項	・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。